



郡山基署発0525第1号
令和8年5月25日

一般社団法人 郡山労働基準協会 会長 殿

郡山労働基準監督署長



移動式クレーン及び車両系建設機械を使用した作業等に係る
労働災害防止対策の徹底について(要請)

労働安全行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月1日以降、当署管内の工事現場において、移動式クレーンによる荷のつり上げ旋回中に車体が横転して運転者が負傷する労働災害が発生し、さらに、別の工事現場では解体用つかみ機を使用して解体ガラをつかんで旋回中に同様の労働災害が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっております。

つきましては、移動式クレーン及び車両系建設機械を使用した作業等に係る労働災害防止対策の徹底を図るため、貴団体の会員事業場に対しまして、下記事項を実施するよう周知をお願い申し上げます。

記

1 移動式クレーン、車両系建設機械の転倒防止措置を講じてください。

移動式クレーンや、解体用つかみ機を含む車両系建設機械を使用して作業を行う場合には、転倒災害を防止するために、以下の事項を実施してください。

(1) 移動式クレーン (クレーン等安全規則第70条の3他)

- 強固な地盤で、地下に埋設物が無い場所に移動式クレーンを設置してください。
- やむを得ず、上記以外の場所に移動式クレーンを設置する場合には、「沈下することのない広さ」と強度を有する鉄板等を敷設した上に設置してください。特に、持ち運びできる小型の樹脂製等のアウトリガーベース (敷板) のみでは地盤が沈下して転倒する恐れがありますので、必ず、鉄板等の十分な広さの物を使用してください。

(2) 車両系建設機械 (労働安全衛生規則第157条他)

- 路肩の崩壊や地盤の沈下の恐れのない場所で作業を行ってください。
- なるべく傾斜の無い場所で作業を行い、やむを得ず、傾斜地で作業を行う場合には、傾斜が下る方向にアームを向けるとバランスを崩して転倒する恐れが高まりますので、アームは傾斜が上がる方向のみで使用する又は運搬する荷等の重量を安全な重量となるよう制限する等の措置を講じてください。

2 移動式クレーン、車両系建設機械等に係る作業方法を定めてください。

移動式クレーン、車両系建設機械を使用して作業を行う場合には、作業場所の地形等を調査し、その結果をもとに、上記1の転倒防止措置や労働者の接触災害を防止するための措置等を加えた作業方法を定めて、作業計画の作成等をしてください。
(クレーン等安全規則第66条の2、労働安全衛生規則第155条他)

3 作業開始前にリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講じてください。

上記2の作業計画等を使用して、作業開始前に作業員全員でリスクアセスメントを実施し、必要なリスク低減措置を講じてください。

4 その他、建設業における労働災害防止措置を実施してください。

上記の他に、特に以下の事項について労働災害防止措置を実施してください。

- (1) 高齢者に作業を行わせる場合には、「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づいて高齢者が安心して安全に働くことのできる職場環境の実現に取り組んでください。(労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から高齢労働者に対する労働災害防止措置が事業者の努力義務となりました。)



- (2) 熱中症予防対策を実施してください。

- 労働安全衛生規則に基づく措置（報告体制の整備、実施手順の作成、関係者への周知）を実施して、熱中症による重症化を防止してください。
- 職場における熱中症防止のためのガイドラインに基づく措置を実施して、熱中症を予防するよう努めてください。



- (3) 一人親方、事業主、警備員や資材搬入業者等の労働者以外の作業従事者に対しても、労働安全衛生法令に基づいて、必要な労働災害防止措置を講じてください。

※資料は以下サイトから確認してください。

- 福島労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係
 - ・「高齢労働者の労働災害防止措置が努力義務になりました（リーフレット）」
 - ・STOP!熱中症クールワークキャンペーンふくしま（リーフレット）
 - ・労働安全衛生法及び作業環境測定法が改正されます（厚生労働省のホームページにリンク）



担当部署：

郡山労働基準監督署
安全衛生課



(労働局 X)

◆◇福島労働局 HP、福島労働局公式 X で
安全衛生の情報提供をしています◆◇